

(一財) 三重県職員互助会 三重県庁厚生棟売店事業委託業務企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

(一財)三重県職員互助会(以下「互助会」という。)では、三重県庁職員の福利厚生の一環として運営する三重県庁厚生棟売店について、安定した経営と良質なサービスの提供が可能な委託事業者を選定することを目的として、企画提案コンペ方式により事業者を募集します。

2 業務の内容

- (1) 業務名 (一財) 三重県職員互助会 三重県庁厚生棟売店事業業務委託
- (2) 募集内容 別に定める「(一財)三重県職員互助会 三重県庁厚生棟売店事業委託業務仕様書」(以下「業務仕様書」という)のとおりとします。
- (3) 委託期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

本企画提案コンペに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次のすべての要件を満たしていることとします。これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申し立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含み、同法に基づき更生手続開始の申し立てをされた者で同法199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可を受けている者を除く。)
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者(同法付則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 三重県から、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止を受けている期間中でないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税について未納のないものであること。
- (6) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加入しており、コンビニエンスストアのチェーン本部であること(F C加盟店等の応募はできません)。

4 企画提案コンペの手続き等

- (1) スケジュール

項目	日程
①業務仕様書等の公表・配布(窓口)	平成29年12月7日(木)～平成29年12月20日(水)
②現地見学(希望者・随時)	平成29年12月7日(木)～平成29年12月21日(木)
③業務仕様書等に関する質問受付	平成29年12月7日(木)～平成29年12月21日(木)
④企画提案書の受付	平成30年1月4日(木)～平成30年1月12日(金)

⑤プレゼンテーション	平成30年1月下旬
⑥評価結果の通知・公表	平成30年1月下旬（予定）

(2) 業務仕様書等の配布

配布時間は期間中の8時30分から17時15分までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日等の閉庁日は除きます。

※業務仕様書等は三重県のホームページからも入手できます。

三重県トップページ (<http://www.pref.mie.lg.jp>)

県政・お知らせ情報 > お知らせ情報 > 企画提案コンペ等情報（公告・結果）に掲載します。

※郵送による配布は行いません。

(3) 現地の見学

現地の見学を希望する方は、上記(1)②の期間中に、下記7記載の担当まで事前にご連絡ください。

なお、開庁時間内は、一般の利用者と同様に、店舗内には自由に出入りできます。

(4) 業務仕様書等に関する質問受付

質問書（別紙1）を互助会あてにFAX、メール又は郵送にて、上記(1)③の期間中に提出してください。質問に対する回答は、随時、上記(2)記載のホームページ上に掲載します。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案コンペへの参加者（以下「提案者」という。）は、下記の提出書類を持参又は郵送により提出してください。

※電子メールやFAXでの提出は受け付けません。

ア 参加申込書兼誓約書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 法人概要書（様式3）

エ 履歴事項全部証明書

オ 直近事業年度の事業報告書

カ 直近3事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）

キ 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(イ) 三重県内に本支店又は営業所を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

※留意事項

- ・ 企画提案書（様式2）については、押印した原本を1部、写しを7部提出してください。
- ・ 提案書の作成や郵送に要する費用、後掲のプレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担となります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている全ての事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。
- ・ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません（明らかな誤字・脱字の訂正等軽微

なものを除く)。

5 評価に係る事項

(1) プレゼンテーション

提案の評価は、互助会が別に定める構成員により組織された「三重県庁厚生棟売店・食堂業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が行います。

4 (1)⑤に記載の日程でプレゼンテーション（企画提案説明会）を行いますので、提案者は必ず参加してください。プレゼンテーションの詳細は、提案者に後日ご連絡します。

なお、プレゼンテーションについては以下のとおりとしますので、ご注意ください。

- ・プレゼンテーションは提出された企画提案書及び法人概要書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・他の提案者の企画提案説明を傍聴することはできません。
- ・説明の後、出席者から質問があった場合には、回答をお願いします。

(2) 評価項目及び評価内容

評価項目及び評価内容は別表のとおりです。

- ・別表の評価項目及び評価内容に基づき、企画提案書各項目の提案内容を審査し、最優秀提案者を決定します。なお、提案書とプレゼンテーションとの内容に齟齬がある場合には、提案書に記載された内容で審査します。
- ・複数の最高得点者が生じた場合には、それらの者のみを対象として、選定委員会の出席構成員で協議し、最優秀提案者を決定します。
- ・最優秀提案者の決定に当たっては、各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。
- ・提案者が1者のみの場合であっても審査を実施し、評価の結果において上記の最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。
- ・全ての提案者が基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施します。

(3) 評価結果

評価結果は、提案者に文書にて通知するとともに、上記ホームページ上で公表します。

公表する内容は以下のとおりです。

- ・最優秀提案者の名称
- ・選定基準
- ・全参加者の評価点及び順位（2位以下の提案者名は公表しません）
- ・最優秀提案者の選定理由

6 契約に関する留意事項

最優秀提案者と互助会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様の内容は提案された内容を基礎としますが、必要に応じて協議により内容を変更する場合があります。なお、最優秀提案者と互助会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準を満たす者に限る）と協議を行うこととします。

7 各種書類の配布・提出

各種書類の配布及び提出受付は、下記の場所・時間で行います。

[担当]

(一財) 三重県職員互助会

〒514-8570 津市広明町13番地 (三重県庁厚生棟1階)

電 話 059-224-2803

FAX 059-227-2313

E-mail sgojokai@pref.mie.jp

配布及び提出受付は、土曜日、日曜日及び祝日・年末年始等閉庁日を除く日の8時30分から17時15分までの間 (郵送等は17時15分必着) とします。